

## 秋田市家庭ごみに係る処理手数料相当額の使途等に関する指針

〔平成26年2月19日〕  
秋 田 市 長

(趣旨)

第1条 この指針は、秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号。以下「条例」という。）第32条の2第1項に規定する家庭ごみに係る処理手数料の歳入の総額に相当する額（以下「手数料相当額」という。）の使途の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針における用語の意義は、条例の例による。

(処理施設の整備等の関連事業に要する経費)

第3条 手数料相当額の使途のうち「処理施設の整備等の関連事業に要する経費」とは、秋田市一般廃棄物処理施設整備基金条例（平成24年秋田市条例第19号）第1条の秋田市一般廃棄物処理施設整備基金への積立てをいう。

(家庭ごみの減量のための対策事業に係る経費)

第4条 手数料相当額の使途のうち「家庭ごみの減量のための対策事業に要する経費」とは、家庭廃棄物の減量を図るための事業および家庭ごみに係る処理手数料の収納管理に要する経費をいう。

(その他の環境対策事業に要する経費)

第5条 手数料相当額の使途のうち「その他の環境対策事業に要する経費」とは、次に掲げる事業に要する経費（第3条および前条に規定する事業を除く。）をいう。

(1) 循環型社会の形成

ア 廃棄物等の再使用に関するもの

イ 廃棄物等の再生利用に関するもの

ウ アおよびイに掲げるもののほか、循環型社会の形成に寄与する事業

(2) 環境美化の促進（廃棄物に係るものに限る。）

ア ごみの適正な排出に関するもの

イ ごみの不適正な排出の未然防止に関するもの

ウ アおよびイに掲げるもののほか、環境美化の促進に寄与する事業

(3) 地球温暖化対策

ア 低炭素型まちづくりの推進に関するもの

イ 再生可能エネルギーの普及および利用促進に関するもの

ウ アおよびイに掲げるもののほか、地球温暖化対策に寄与する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、生活環境の保全（喫緊の対応を要するものに限る。）に寄与する事業

2 前項に規定する事業に手数料相当額を充当するときは、環境部が実施する事業に優先的に充て、その余の額を環境部以外の部局が実施する事業に充てるものとする。

（解釈指針）

第6条 前条の規定により手数料相当額の使途を決定するに当たっては、公益性および重要性等を個別に考慮することとし、殊更にその使途の範囲を拡大させることのないよう解釈しなければならない。

（手数料相当額の残余の額）

第7条 決算において、第4条および第5条に規定する事業（以下「環境対策事業等」という。）に手数料相当額を充てなお残余があるときは、その残余の額（以下「残余相当額」という。）は、秋田市地域振興基金条例（平成2年秋田市条例第17号）第1条に規定する秋田市地域振興基金に積み立てるものとする。

2 前項により積み立てた当該年度の残余相当額については、翌年度以降の環境対策事業等に係る特定財源として充当するものとする。

（充当の協議）

第8条 手数料相当額の環境対策事業等への充当に当たっては、環境総務課長、環境都市推進課長、財政課長および環境対策事業等の所管課所室長が協議を行うものとする。

（情報提供の協力）

第9条 環境対策事業等の所管課所室の職員は、環境都市推進課の職員から当該環境対策事業等に係る情報の提供の求めがあったときは、これに協力するものとする。

(公表)

第10条 手数料相当額の使途は、条例第32条の2第2項の規定に基づいて公表するものとし、秋田市地域振興基金に積み立てた残余相当額の総額についても、合わせて公表するものとする。

(委任)

第11条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成26年2月20日から施行する。